平成２２年（フ）第３８７号
新潟市東区東中島１丁目１番18―1843号
債務者　高橋　厚子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９４号
新潟県五泉市土堀276番地
債務者　五十嵐益栄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１０号
新潟市東区上木戸１丁目16番16号
債務者　幸田　　学
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１７号
新潟市東区大形本町３丁目４番７号　ガーデンシティハウスＦ101
債務者　橋本　千尋
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２５号
新潟市中央区本間町２丁目2596番地、前住所新潟市中央区二葉町３丁目5151番地６　二葉町第２団地106号
債務者　三浦　　浩
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３３号
新潟市東区船江町２丁目14番24号、前住所新潟市西区槇尾３番地１
債務者　五味澤　勝
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５８号
新潟市中央区高志１丁目20番６号　コーポ石水Ａ103号、前住所新潟市中央区姥ヶ山４丁目14番21号
債務者　栗林セツ子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７３号
新潟市中央区本町通14番町3135番地３　まちかど館２号、前住所新潟県胎内市村松浜1168番地
債務者　五百川和彦
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第８９０２号
大阪府四條畷市清滝新町16番407号
債務者　飛塚　照代
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３４号
大阪市西区立売堀６丁目６番６―1215号
債務者　秋田電設こと　秋田　隆文
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３８４号
大阪市中央区大手前１丁目３―61　501、住民票上の住所大阪府門真市野里町４番１―801号
債務者　藤崎　雄三
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４８６号
大阪府東大阪市東山町15番５号
債務者　廣川富美男
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５３３号
大阪市鶴見区今津南２丁目６番35号　中農方
債務者　安藤　幸雄
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５０号
大阪市淀川区西中島２丁目10番12号202号
債務者　森橋　美子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２０号
大阪府寝屋川市香里南之町７番３号
債務者　岸部　聖子（旧姓並河）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１２６号
大阪市浪速区日本橋西１丁目８番20―10Ｅ号
債務者　細田　佳奈
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２０８号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目５番17―218号
債務者　河野　晋平
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部